

平成25年12月26日（木曜日）午後2時30分 開 議

●議事日程第1日 12月26日（木曜日）

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第10号 平成25年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第5 議案第11号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第6 議案第12号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第7 認定第1号 平成24年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定
（提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決）
- 第8 報告第2号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
（報告、質疑）
- 第9 一般質問
- 第10 署名議員の指名
- 第11 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 3 0 分 開会

○議長（田中 博文）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 5 年第 3 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、1 2 月 2 6 日、一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、1 2 月 2 6 日、一日と決定いたしました。

行政報告に入ります。

組合長の行政報告をお願いいたします。齊藤組合長。

◎組合長（齊藤 守史）

本日、平成 2 5 年第 3 回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年 2 月定例会以降本日まで事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、消防車両の購入につきましては、査察車の購入契約を 4 月 2 4 日に締結し、8 月 1 日に山田消防署に配置いたしました。

また、高規格救急自動車 2 台の購入契約を 6 月 2 8 日に締結し、明年 1 月 2 8 日に桂川消防署に、3 月 4 日に碓井派出所に納車配置の予定となっております。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した 2 名に 2 か月間の就業前研修を、資格取得後 2 年ごとに実施する再教育として 6 名に 6 日間の病院内研修を実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各 1 名の計 2 名を入校させております。このほか、薬剤投与の病院実習が修了した 2 名に福岡県メディカルコントロール協議会から認定証が授与されました。

次に、地域住民並びに事業所の防火、防災意識の普及啓発につきましては、9 月 1 5 日に管内 2 5 事業所 2 7 チームの自衛消防隊員 1 0 7 名の参加による「第 2 0 回自衛消防隊操法大会」を、1 1 月 9 日に飯塚消防署で「消防フェスタ」を実施し 3 4 1 名の地域住民の参加を得たほか、管内の小学 6 年生、1, 4 5 6 名を対象に、防火ポスターコンクールを実施して、入賞作品を飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示するとともに最優秀作品 1 点については、防火ポスターを作成し管内事業所に配布いたしました。

また、住宅等の火災を防止し、火災発生時の人的被害を軽減するため、職員延べ 3 8 7 名を動員して、一般住宅の防火査察を 4, 5 0 6 件、高齢者世帯の防火査察を 4 0 6 件実施し、火気取扱い及び住宅用火災警報器の設置指導を行いましたほか、1 0 月 1 1 日に発生した福岡市の診療所火災に伴い、当管内の病院、有床診療所 4 6 施設の特別査察を 1 0 月 1 6 日から 2 5

日の間に実施いたしました。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学校の幹部科に2名、福岡県消防学校の初任教育課程に10名、各種教育課程に8名が入校いたしました。

また、11月26日から28日に沖縄県与那原町で実施された緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、救助隊及び後方支援隊の8名が参加いたしました。

以上が2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

これより本消防組合議会に提案申し上げます案件は、平成25年度の補正予算1件、条例議案2件、認定1件、報告1件であります。

それぞれの議案は、上程されました都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願いを申し上げます。行政報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 博文）

議案第10号「平成25年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。戸畑消防長。

◎消防長（戸畑 廣喜）

議案第10号「平成25年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、平成25年度補正予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億1千052万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、28億3千229万8千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額及び既定の地方債の変更につきましては、予算書2ページから4ページに記載の「第1表歳入歳出予算補正」及び「第2表繰越明許費補正」「第3表地方債補正」のとおりでございます。

次に、補正の主なものについてご説明いたします。予算書の6ページをお開き願います。

2. 歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金1億1千672万9千円の減は、当初予算では、平成24年度の地方交付税消防費を基礎に算出した額を計上いたしておりましたが、平成25年度の地方交付税消防費で、単位費用が11,300円から10,800円へと500円引き下げられたことによるものでございます。各市、町ごとの補正額の内訳は、右説明欄に記載のとおりでございます。次に、2(款)使用料及び手数料、(2)項手数料、1(目)消防手数料、15万1千円の増は、右説明欄に記載の危険物製造所等申請手数料の増によるものでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)利子及び配当金、312万8千円の増は、消防賞じゅつ金基金、消防施設整備基金、財政調整基金の預金利子を計上したものであります。その内訳は、右説明欄記載のとおりですが、当初見込みから運用利率が上がったことに

よるものでございます。

次に、予算書7ページ、3(款)財産収入、2(項)財産売払収入、1(目)物品売払収入、31万2千円の増は、右説明欄に記載の不用品売払収入の増によるものでございます。

次に、4(款)繰越金、1(項)繰越金、1(目)繰越金1千855万4千円の増は、平成24年度の歳計剰余金、3千711万2千498円から地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、1千855万7千円を差し引いた残額を計上いたしたものでございます。

次に、6(款)組合債、1(項)組合債、1(目)消防債、2千770万円の減は、右説明欄記載の消防・救急無線デジタル化整備事業債につきましては、消防・救急無線デジタル化整備工事及びデジタル整備工事施工監理委託料の契約額が決定したことにより、起債予定額を減額したものでございます。なお、この起債につきましては償還時に、公益財団法人福岡県市町村振興協会から助成されることとなっております。

次に、7(款)国庫支出金、1(項)国庫補助金、1(目)消防費国庫補助金、1千175万7千円の増は、右説明欄記載の災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材整備費補助金の申請が認められたため、新たに計上するものでございます。

予算書の8ページをお開き願います。

続きまして、3.歳出についてご説明いたします。2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費、12(節)役務費、158万2千円の増は、右説明欄記載の、飯塚消防署電気室に設置していた、PCBを含んだ変圧器を廃棄するため、その処理手数料を計上いたすものでございます。

13(節)委託料、40万1千円の減は、右説明欄記載の情報ネットワーク保守委託料及び情報ネットワーク再構築委託料の執行残を減額するものでございます。

次に、25(節)積立金、右説明欄記載の財政調整基金預金利子積立金42万7千円の増は、歳入でご説明いたしました基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、3(款)消防費、1(項)消防費、1(目)常備消防費、2(節)給料4千030万9千円、3(節)職員手当等838万4千円及び4(節)共済費、1千668万6千円の減の主な理由といたしましては、今年7月に実施した給与の臨時特例による減と退職者と採用者による差額によるものでございます。

次に、12(節)役務費、右説明欄記載の、自動車損害保険料3万8千円の増は、今年4月1日から実施された保険料の料金改定によるものでございます。

次に、13(節)委託料、38万9千円の減は、執行残を減額するものでございます。

次に、25(節)積立金、右説明欄記載の、消防賞じゅつ金基金預金利子積立金31万2千円の増は、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金基金の預金利子を積み立てるものでございます。

続きまして、2(目)消防施設費、13(節)委託料から、9ページ18(節)備品購入費までは、各説明欄に記載の項目について執行残を減額するものでございます。

次に、25(節)積立金、265万8千円の減は、右説明欄記載の、消防庁舎及び職員公舎建設基金積立金の減と歳入で説明いたしました消防施設整備基金預金利子積立金の増の差引によるものでございます。

次に、4(款)公債費、1(項)公債費、1(目)利子9千円の減は、起債償還額が決定したことにより組合債利子を減額するものでございます。

次に、10ページ以下の給与費明細書の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、平成25年度飯塚地区消防組合補正予算第1号の概要説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中 博文)

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○道祖議員

はい。

○議長(田中 博文)

11番道祖満議員。

○道祖満議員

ただいま上程されました補正予算案について反対の立場で討論させていただきます。行政報告にありましたように、地域住民の生命と財産を守るため日夜職員のみなさんはがんばっていただいております。その職員のみなさんの給与、職員手当が特例減額措置等により減額されました補正予算案でありますので、その点を考えますと反対せざるをえないということで反対させていただきます。以上です。

○議長(田中博文)

ほかに討論はありませんか。

(なしという者あり)

討論を終結します。採決いたします。議案第10号「平成25年飯塚地区消防組合補正予算第1号」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立者多数)

○議長(田中 博文)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決されました。

次に議案第11号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。戸畑消防長。

◎消防長(戸畑 廣喜)

議案第11号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、国家公務員においては、管理職手当の算定が給料月額に一定率を乗じる定率制から、職責に応じた役職ごとに一定の額とする定額制に平成19年4月1日より改めており、国及び県の指導並びに他団体の状況から、定額制への移行に伴う支給率の改正を行うため本案を提出するものであります。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。議案書の2ページをお開き願います。

飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例「管理職手当」第11条第2項中「100分の15」を「100分の17」に改めるものでございます。この条例は、附則におきまして、平成26年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 博文）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第11号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第12号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。戸畑消防長。

◎消防長（戸畑 廣喜）

議案第12号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

議案書の3ページをお開き願います。

本案は、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、規定を整理するため、本案を提出するものであります。改正の内容につきましては、新旧対照表で、ご説明いたします。

議案書の4ページをお開き願います。

消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、飯塚地区消防組合火災予防条例の参照条項が変更になったため、第28条の3第1項第2号中の「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改め、第28条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改めるものでございます。この条例は、附則におきまして、平成26年4月1日から施行することといたしております。以上で、議案第12号の説明を終わります。

す。ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（田中 博文）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第12号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、認定第1号「平成24年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。戸畑消防長。

◎消防長（戸畑 廣喜）

認定第1号「平成24年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」について、提案理由をご説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。議案書の6ページ以降に、歳入歳出決算の状況と施策の成果報告を添付いたしておりますが、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、決算規模でございますが、歳入決算額は、26億4千899万6千円、歳出決算額は、26億1千188万4千円となっております。これを前年度の決算額と比較いたしますと、歳入で8千873万1千円の増、歳出で9千243万1千円の増となっております。

次に、決算の収支につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに3千711万2千円の黒字となっております。また、平成24年度の実質収支額から、前年度の実質収支額、4千081万2千円を差し引いた単年度収支額につきましては、370万円の赤字となっております。次に、歳入の概要でございますが、歳入決算額26億4千899万6千円の主なものは、構成市町から拠出いただきました、分担金及び負担金の25億5千458万1千円・構成比96.44%、繰入金5千754万8千円・構成比2.17%、繰越金2千040万6千円・構成比0.77%等でございます。次に、歳出の概要でございますが、歳出決算額、26億1千188万4千円の性質別経費の状況は、人件費18億7千116万6千円・構成比71.64%、物件費、1億3千558万3千円・構成比5.19%、補助費等、1千380万7千円・構成比0.53%、維持補修費293万6千円・構成比0.11%、投資的経費5億8千484万2千円・構成比22.39%、及び積立金355万円・構成比0.14%等となってお

ります。次に、施策の成果についてであります、「5事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 博文）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。小幡俊之監査委員。

○小幡俊之議員

決算審査報告を行います。地方自治法第233条第2項の規程に基づき、先に組合長から審査に付されました平成24年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたのでその結果を報告いたします。

審査は歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等につきまして行いました。いずれも関係法令に遵守した処置がなされ、平成24年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。歳入総額26億4千899万6千円に対しまして、歳出総額は26億1千188万4千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は3千711万2千円の黒字となっております。また、稲築派出所の水槽付消防ポンプ自動車、山田消防署の高規格救急自動車及び指揮指令室の高機能消防指令センターを現地検分いたしました。施工及び管理状況は良好でありました。以上簡単に申し述べましたが、細部につきましてはお手元の意見書をご覧くださいと存じます。

終わりに日本経済については、国の経済政策等への期待もあり景気回復に向けて明るい雰囲気を感じられるようになってきたものの、福島原発事故や震災からの復興支援、増大する社会保障費の財源確保など大きな問題があり、財政的に厳しい状況が続いております。

地方においても復興支援の財源の確保のために、本年度の地方交付税の算定についての見直し等が行われている中、地方交付税を財政の基盤とする地方公共団体の財政状況も厳しいものとなっております。

このような状況の中、構成市町からの負担金で運営している消防組合においても、将来にわたって安定した消防行政を運営していくために、昨年策定されました飯塚地区消防組合基本計画に基づき、本年6月に飯塚地区消防組合組織再編実施計画が策定され、組織体制の見直しにむけて動き出されているところであります。この計画に基づいて、現在の地域実情に応じた組織を構築し、消防力を効果的に配置することで消防力の向上と財政の効率化を両立し、より一層安全安心な地域社会を確立できるように関係者に一層の努力を望むものであります。以上です。

○議長（田中 博文）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

認定第1号「平成24年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、報告第2号専決処分の報告「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」を議題といたします。

報告事項について説明を求めます。井原桂川消防署長。

◎桂川消防署長(井原 眞次)

報告第2号、専決処分「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」についてご説明申し上げます。議案書の26ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により交通事故に係る損害賠償の額(示談の内容を含む)を定めることについて平成25年9月18日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要につきましては、3事故の概要及び28ページの図に記載のとおり平成25年8月7日午前4時55分に覚知した飯塚市阿恵の国道200号線バイパス下り車線で発生した救助現場に穂波分隊が出動し、消防車を現場付近に停車させ車両を後退させようとしたところ、後続の停車したトラックに接触し、サイドミラーを破損させたものでございます。

事故の原因は、現場付近に車両を停車し、中央分離帯の切れ目まで車両を後退させようとしたときに、誘導していた隊員が中央分離帯に注意が集中してしまい、後続の停車していたトラックの上部に対して注意が至らなかったために発生したものでございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし消防組合が相手方に、11万2千905円を賠償金として支払うものでございます。詳細につきましては、27ページ、7の交通事故損害額及び負担区分の表に記載のとおりでございます。

なお、消防組合が支払う損害賠償額11万2千905円は社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。このような、事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長(田中 博文)

報告事項に対する説明が終了しましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

次に、一般質問ですが一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

次に、署名議員を指名いたします。

3 番田中秀哲議員、19 番中村春夫議員。

以上をもちまして、議事日程の全てを終了いたしましたので、平成25年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後15時03分 閉会

●出席議員

(出席議員 18名)

1 番 田 中 博 文	1 1 番 道 祖 満
3 番 田 中 秀 哲	1 2 番 小 幡 俊 之
4 番 天 野 高 行	1 3 番 平 山 悟
5 番 長 瀬 俊 夫	1 4 番 上 野 伸 五
6 番 森 裕 治	1 5 番 吉 田 健 一
7 番 田 淵 千 恵 子	1 6 番 八 児 雄 二
8 番 田 中 政 喜	1 7 番 松 延 隆 俊
9 番 宮 原 由 光	1 8 番 坂 平 末 雄
1 0 番 山 倉 敏 明	1 9 番 中 村 春 夫

(欠席議員 2名)

2 番 吉 永 雪 男	2 0 番 坂 口 政 義
-------------	---------------

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記 池 永 昌 直

〃 佐 藤 康 道

〃 脇 坂 義 信

●説明のため出席した者

組合長 齊 藤 守 史

副組合長 松 岡 賛

副組合長 井 上 利 一

会計管理者 和 田 幸 和

消防長 戸 畑 廣 喜

総務課長 鬼 丸 徳 寿

予防課長 大 塚 正 道

警防課長 長 野 文 彦

指揮指令室長 高 山 生 爾

飯塚消防署長 吉 松 信 之

飯塚署副署長 吉 野 雅 博

山田消防署長 池 田 政 治

桂川消防署長 井 原 眞 次

総務課会計係長 篠 崎 太 望

総務課会計係 和 多 良